

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：神山町役場

令和8年4月9日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.2%
全職員	84.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	98.7%
課長補佐相当職	91.0%
係長相当職	97.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	95.9%
26～30年	100.6%
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	106.6%
6～10年	105.3%
1～5年	109.1%

【説明欄】

- ・「男女の給与の差異」に「—」とあるのは、男性・女性職員、どちらか一方に比較する職員がないためである。
- ・扶養手当について、男性職員の支給割合が60.4%に対して、女性職員の支給割合は37.8%である。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	35.7%

【説明欄】

- ・令和7年4月1日時点、管理的地位にある職員14人のうち女性は5人である。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
課長相当職	35.7%
課長補佐相当職	55.6%
係長相当職	50.0%

【説明欄】

- ・令和7年4月1日時点の状況である。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	75.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—%
女性	—%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—%	—%	—%	—%
1週間以上2週間未満	—%	—%	—%	—%
2週間以上1月以下	33.3%	—%	—%	—%
1月超3月以下	—%	—%	—%	—%
3月超6月以下	33.3%	—%	—%	—%
6月超9月以下	—%	—%	—%	—%
9月超12月以下	33.3%	100%	—%	—%
12月超24月以下	—%	—%	—%	—%
24月超	—%	—%	—	—

【説明欄】

令和7年度中に育児休業を取得した常勤職員は男性3人、女性1人である。
会計年度任用職員については取得対象者なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	5.5時間/月
内部部局等以外	1.8時間/月

【説明欄】

「内部部局等」は本庁に勤務する常勤職員で、「内部部局等以外」は出先機関（支所・公民館・保育所・地域包括支援センター・学校給食センター）に勤務する常勤職員である。